

徵第91号様式

公 売 參 加 注 意 書

1 買受けの制限

- (1) 滞納者は、公売の目的となった自分の財産を直接、間接を問わず、買い受けることができません。
- (2) 公売の実施を妨げ又は不正を行った者等は、入札者又は買受人となることができません。

2 公売保証金

- (1) 公売財産一覧表（「公売公告」別紙）又は「見積価額公告」に公売保証金の定めがある財産を入札しようとするとときは、入札前に所定の公売保証金を「公売保証金納付書」に添えて担当者に提出してください。
- (2) 公売財産の買受人となった者が納付した公売保証金は、特に申出がない限りその買受代金に充てます。
- (3) 最高価申込者又は、次順位買受申込者とならなかつた者の納付した公売保証金は、直ちに返却します。この場合は、さきに交付してある公売保証金領取証の裏面に「公売保証金237,000円の還付を受けました。令和8年1月27日」と記載し、記名のうえ担当者に提出してください。
- (4) 公売財産の買受人となった者が、その買受代金を所定の期限まで納付しないため売却決定を取り消されたときは、その者が納付した公売保証金は、公売に係る徴収金に充て、なお残余があるときは滞納者に交付することになります。

3 入札

- (1) 入札する者が代理人（法人の従業員を含む。）であるときは、入札前に、委任状を提出してください。
- (2) 不動産の公売の場合においては、入札前に陳述書を提出してください。（入札者が宅地建物業取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しを添付してください。）
- (3) 入札者は、「入札書」に必要事項を記入し、記名のうえ、封かんして所定の時間まで提出してください。
- (4) 一度入札した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。

4 再度入札

入札の際、入札者がないとき又は見積価額に達した入札者がないときは、引き続き再度入札を行うことがあります。

5 公売の中止

最高価申込者決定前に公売に係る徴収金が完納されたときその他必要と認めるときは、公売を中止します。

6 開札

入札書は、所定の時間に入札者立会いのうえで開札します（入札者が立ち会わないとときは、福島県いわき地方振興局所属の他の職員を立ち会わせます。）。

7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

- (1) 入札価額が公売財産一覧表又は「見積価額公告」に記載された見積価額以上で、かつ、最高価額の者を最高価申込者とします。
- (2) 最高価額の入札者が2人以上あるときは、それらの入札者で追加入札を行ったうえ、最高価申込者を定め、追加入札価額が同額であるときは、くじで定めます。
- (3) 不動産等の公売の場合において、最高入札価額に次ぐ高い入札価額があり、その入札価額が見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額以上であるときは、次順位買受申込者とします。
- (4) 最高価申込者決定後売却決定までの間に公売に係る徴収金が完納されたときは、最高価申込者の決定を取り消します。
- (5) 最高価申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において最高価申込者に公売不動産の買受申込みをさせたもの（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員等に該当することが判明した場合は、最高価申込者の決定が取り消されます。

8 売却決定及び買受代金納付

- (1) 売却決定は、最高価申込者として決定した者について、公売財産が動産、有価証券及び電話加入権であるときは直ちに、その他の財産であるときは所定の日に行います。次順位買受申込者に対しては、最高価申込者に対する売却決定を行わないとき又は売却決定を取り消したときに行います。
- (2) 売却決定を行ったときは、買受人にその旨を連絡しますので所定の時間までに、買受代金（公売保証金を納付しているときは買受代金からこれを差し引いた額）を財産買受書に添えて提出してください。
- (3) 買受人が買受代金を納付する前に公売に係る徴収金が完納されたとき、買受代金をその納付期限までに納付しなかつたとき、その他特に必要と認めるときは、売却決定を取り消します。

9 危険負担

権利移転の時期は、買受代金納付の時とされていますので、買受代金納付後の買受財産のき損、焼失等による損害は、買受人が負担することになります。

10 買受財産の権利移転

- (1) 公売の場所にある公売財産は、買受代金納付後直ちに現物を引き渡しますので引渡しを受けたときは、財産買受書の受領証に記名して提出してください。
- (2) 公売の場所にない公売財産（動産又は有価証券）については、買受代金納付の際交付する売却決定通知書をその財産の保管者に呈示して直接引渡しを受けてください。
- (3) 買受人は、速やかに所有権移転登記請求書及びその他必要書類を、福島県いわき地方振興局に提出してください。（必要書類の内容及び提出方法は、担当者から説明があります。）
- (4) 登記（録）がされたときは、登記済証、登記（録）済の証印された売却決定通知書謄本又は登記識別情報及び登記完了証を送付しますので、折り返しその受領書を福島県いわき地方振興局に提出してください。